

2. ハワイ諸島産ソロ種パイナップル生果実に関する植物検疫実施細則(昭和47年5月27日付け47農政第2552号 農政局長通達)の8の(1)及び(2)を次のように改める。

(1) 港 京浜港, 大阪港, 神戸港, 那覇港

(2) 飛行場 新東京国際空港, 東京国際空港, 大阪国際空港
福岡空港, 那覇空港